

平成29年6月13日

株 主 各 位

札幌市中央区北二条西九丁目1番地
株式会社ジーンテクノサイエンス
代表取締役社長 谷 匡 治

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 平成29年6月28日（水曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 札幌市中央区北二条西七丁目
道民活動センタービル（かでの2・7）7階 710会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 会議の目的事項 | |
| 報告事項 | 第17期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 議 案 | 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(URL <http://www.g-gts.com>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、政府の経済政策や日銀のマイナス金利付き量的・質的金融緩和政策を背景に景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、世界景気全般については、中国をはじめとする新興国経済の減速懸念に加えて、英国の欧州連合（EU）離脱問題の影響、米国新大統領が掲げる内向的な政策構想、中東の不安定な情勢、さらに北朝鮮の核の脅威に対する懸念が高まり続けており、その結果、株価・為替に大きな影響を与えるなど依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の事業に関わる医療・医薬品分野においては、バイオ医薬品を始めとした最先端の医薬品・医療技術が一般社会へ浸透しつつあることから我が国は世界でも有数の長寿社会を実現している一方で、総務省が実施した平成27年国勢調査の結果から平成27年10月時点で65歳以上の人口が初めて25%を超えていることが判明し、本格的な少子化・高齢化時代を迎えつつあります。このため、高齢者を中心として医療費が高まり続けており、厚生労働省は平成29年8月より高額療養費制度における70歳以上の自己負担額の上限引き上げを実施するなど、医療費抑制のための政策が継続的に検討・推進されております。また、良質な医薬品の安定供給と医療費抑制を目的に後発医薬品を普及させるための活動も活発化しており、とりわけ、高額なバイオ医薬品に対する後発品（バイオ後続品）は大きな効果があると見込まれ、様々な普及促進策が検討されております。具体的には、バイオ後続品の振興・発展を目的に平成28年4月にはバイオ後続品事業を行っている製薬会社を中心に「バイオシミラー協議会」が発足し、バイオ後続品の諸問題についての調査や、製薬企業、行政機関、医療機関といった産官学間の連携を強め、様々な提言を行っております。このように医療費抑制のための施策や後発医薬品の市場環境整備については官民一体となって取り組んでおります。

このような状況の下、当社のバイオ後続品事業は、富士製薬工業㈱と持田製薬㈱による好中球減少症治療薬「フィルグラスチムBS」の販売が順調に推移しており、当社の経営の安定感は継続しております。それに加えて平成28年9月には、㈱三和化学研究所と共同開発を行っているダルベポエチンアルファバイオ後続品について国内における第Ⅲ相臨床試験を開始、同12月に持田製薬㈱とがん治療領域におけるバイオ後続品について共同事業化契約を締結し、製造販売承認の取得に向けての共同開発を開始、さらには、平成29年3月に伊藤忠ケミカルフロンティア㈱と新たなバイオ後続品の開発について資本業務提携を結ぶなど、パイプラインの開発は着実に前進しております。また、平成28年12月に、バイオ医薬品の製造で重要なバイオプロセス材料等の開発、製造を含めたライフサイエンス事業に注力しているJSR㈱との資本業務提携を行いました。これらを通して、より品質が高く廉価なバイオ医薬品をより多くの患者様に的確かつ迅速に届けるため、併せて自らの一層の成長を目指すために、次のとおり既存開発品目の着実な開発推進及び新たな開発品目の立ち上げを積極的に図っております。

イ フィルグラスチム(G-CSF)の次世代型「ペグフィルグラスチム(PEG-G-CSF)バイオ後続品」の開発

ロ ㈱三和化学研究所とのダルベポエチンアルファバイオ後続品の国内共同開発

ハ 持田製薬㈱とのがん治療領域におけるバイオ後続品の業務提携

ニ 千寿製薬㈱との眼科治療領域におけるバイオ後続品の資本業務提携

ホ その他複数のバイオ後続品の開発品目の拡充

一方、バイオ新薬事業では、次世代型抗体医薬品の研究開発を進めているほか、平成28年12月に味の素グループの一員となった㈱ジーンデザインとの核酸共同事業を通し核酸医薬品の創薬の機会を探ったり、国立がん研究センターと共同特許出願したエクソソームなどの新規技術の取得にも力を入れております。

また、再生医療分野においては、平成28年10月に当社と同じノーリツ鋼機グループの一員である㈱日本再生医療と資本業務提携を行い、同社が開発中の心臓内幹細胞を用いた再生医療等製品の事業化を目指し、グループ全体で再生医療分野の事業拡大に取り組んでおります。さらには、平成29年2月に順天堂大学と共同研究契約を締結し、同大学が研究を進めている免疫寛容誘導を活用した新たな免疫抑制治療法の研究開発を開始しました。

医薬品の開発には時間を要するため、安定的な経営環境をより強固に構築する目的で、ヘルスケア関連分野である医療機器、診断薬、再生医療などについても広く事業シーズを探索し、事業化に向けて取り組んでおります。

これらの結果、売上高は1,089,360千円（前年同期比6.2%減）、営業損失は1,184,408千円（前年同期は820,289千円の営業損失）、経常損失は1,176,763千円（前年同期は785,785千円の経常損失）、当期純損失は1,224,554千円（前年同期は787,685千円の当期純損失）となりました。

## (2) 資金調達の状況

当事業年度において、新株予約権の行使により1,151,976千円、また、以下のとおり第三者割当増資により2,801,899千円、総額で3,953,876千円の資金調達を行いました。

| 会 社 名                 | 区 分         | 発行株式数    | 1株当たり<br>発行価額 | 調 達 金 額     | 払 込 期 日         |
|-----------------------|-------------|----------|---------------|-------------|-----------------|
| ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社 | 第三者<br>割当増資 | 816,327株 | 2,450円        | 2,000,001千円 | 平成28年<br>4月13日  |
| JSR株式会社               | 第三者<br>割当増資 | 343,407株 | 1,456円        | 500,000千円   | 平成28年<br>12月22日 |
| 伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社     | 第三者<br>割当増資 | 199,800株 | 1,511円        | 301,897千円   | 平成29年<br>3月27日  |

(注) 1. ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社は、合同会社Launchpad12が平成28年9月28日付で商号変更した会社であります。

2. 当社は、平成28年10月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社を割当先とする第三者割当増資の発行株式数並びに1株当たり発行価額は当該株式分割前の数値であります。

### (3) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分               | 第 14 期    | 第 15 期    | 第 16 期    | 第 17 期<br>(当事業年度) |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-------------------|
| 売 上 高 (千円)        | 301,348   | 321,658   | 1,160,890 | 1,089,360         |
| 経常損失 (△) (千円)     | △516,780  | △790,234  | △785,785  | △1,176,763        |
| 当期純損失 (△) (千円)    | △519,301  | △792,179  | △787,685  | △1,224,554        |
| 1株当たり当期純損失(△) (円) | △120.08   | △165.93   | △151.45   | △137.01           |
| 総 資 産 (千円)        | 1,886,777 | 1,146,755 | 1,694,117 | 3,706,224         |
| 純 資 産 (千円)        | 1,052,839 | 270,659   | 403,290   | 3,500,246         |
| 1株当たり純資産額 (円)     | 220.80    | 52.07     | 66.22     | 363.39            |

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は期中平均株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、平成28年10月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

### (4) 親会社の状況

| 会 社 名                 | 資 本 金    | 当社に対する<br>議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                                      |
|-----------------------|----------|-----------------|----------------------------------------------------|
| ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社 | 1百万円     | 54.73%          | 株券等の資産の取得、所有及び売買<br>(NKリレーションズ合同会社の完全子会社)          |
| NKリレーションズ合同会社         | 100百万円   | (54.73%)        | ノーリツ鋼機グループにおける新成長領域に関する調査・投資<br>(ノーリツ鋼機株式会社の完全子会社) |
| ノーリツ鋼機株式会社            | 7,025百万円 | (54.73%)        | ものづくり・環境・食・医療・シニアライフの各分野に関連する各種事業                  |

- (注) 1. ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社は、合同会社Launchpad12が平成28年9月28日付で商号変更した会社であります。
2. NKリレーションズ合同会社は、NKリレーションズ株式会社が平成28年6月28日付で組織変更した会社であります。
3. ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社は、平成28年6月6日付で当社に対する議決権比率が50%を超える2,617,958株を所有することとなったため、新たに当社の親会社となりました。なお、当社は、平成28年10月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っており、上記の株式数は当該株式分割前の数値であります。
4. 当社に対する議決権比率欄の( )内は間接所有割合を記載しております。

## (5) 対処すべき課題

### ① バイオ新薬の開発

バイオ新薬事業では、ライセンスアウト先が望むデータを揃え、ネットワークやビジネスチャンスを最大限に活用して、早期にライセンスアウトを実現させることが重要であると考えております。

なお、パイプライン拡充のための具体的な取組み等は、以下のとおりであります。

#### イ 抗 $\alpha$ 9インテグリン抗体（開発番号：GND-001、対象疾患領域：免疫疾患、がん）への取組み

本開発品については、既に科研製薬(株)へライセンスアウトしておりますが、当社は引き続き同社との共同研究において、商業化に向けた大量生産の製法開発や最適な対象疾患の絞込みの研究を進めております。

また、同社には国内外の開発権を許諾しておりますので、グローバル展開を加速するための提携についても、当社は同社をサポートし、早期にグローバル展開できる提携先も確保したいと考えております。

#### ロ バイオ新薬候補品の充実

バイオ新薬は、研究活動によって新薬のシーズを見つけ、次に、細胞レベル・小動物レベルでの有効性を確認した上で特許などの産業財産権による権利化を行い、ここで初めて公開することができます。そのようなこれまでの研究成果の積み上げにより、現在、新たに1品目について知財化を見込んでおり、着実な特許出願を目指したいと考えております。さらに、引き続き、将来より顕在化しそうな疾患領域や現時点では満足な治療法がない疾患領域を見極め、外部機関との連携も活かしながら研究開発を行っていく所存であります。

## ② バイオ後続品の開発

バイオ後続品の対象となるバイオ医薬品は、ヒト型抗ヒトTNF $\alpha$ モノクローナル抗体「ヒュミラ®」（一般名：アダリムマブ）のように、関節リウマチ、尋常性乾癬などの治療薬として売上高が1兆円を超えるものを筆頭にブロックバスターが目白押しです。これらが特許期間の満了を順次迎えることから、大きな市場が見込まれております。当社は、フィルグラスチムバイオ後続品の開発において培った経験とノウハウを発展的に応用することで、新たなバイオ後続品の開発を効率的かつ優位に進めることが可能であると考えております。新規バイオ後続品の拡充に取り組むことは、当社が継続的に企業価値を高めていくために重要であると認識しております。また、今後、バイオ後続品事業は世界的な競争により拍車がかかると想定されることから、開発品目の選定は多面的な評価をした上で慎重に行い、選定した開発品目については開発リスク低減のために早期に提携関係を構築し、経営資源を集中して効率的な開発を心掛けてまいります。

なお、パイプライン拡充のための具体的な取組み等は、以下のとおりであります。

### イ フィルグラスチムバイオ後続品（開発番号：GBS-001、対象疾患領域：がん）への取組み

当社が開発してまいりましたフィルグラスチムのバイオ後続品は、平成25年5月に日本国内において上市され、順調に売上高を伸ばしております。さらに、当該医薬品の製品価値を向上させるために、海外への事業展開を検討いたします。

### ロ ペグフィルグラスチムバイオ後続品（開発番号：GBS-010、対象疾患領域：がん）への取組み

当該医薬品は、フィルグラスチムにPEG（ポリエチレングリコール）を修飾することで、投与回数を減らし効果の持続性を増すなど、高付加価値を付与した次世代型フィルグラスチムであります。また、先行品の世界での市場規模が約5,000億円となっていることも大きな魅力となっております。

当該医薬品の原料が既に日本で上市しているフィルグラスチムであることから、フィルグラスチムバイオ後続品を有する点で当社は他社に比してペグフィルグラスチムの開発を進める上で優位性があります。また、当社は当該バイオ後続品の原薬製造プロセスを既に確立し、先行品との同等性・同質性に関する良好なデータを得ておりますので、これを訴求データとして国内外の製薬企業との早期の提携を実現すべく、今後も引き続き上市に向けて鋭意

取り組んでまいります。

ハ アダリムマブバイオ後続品（開発番号：GBS-005、対象疾患：免疫疾患）への取組み

当該先行品は関節リウマチや尋常性乾癬などの治療薬として世界での売上高が約1.5兆円規模で、現時点で最も販売高を上げている医薬品です。当社は当該医薬品のバイオ後続品の原薬製造プロセスを既に確立し、先行品との同等性・同質性に関する良好なデータを得ております。これらを基に、国内外の製薬企業との早期の提携を実現すべく、今後も引き続き上市に向けて鋭意取り組んでまいります。

ニ ダルベポエチンアルファバイオ後続品（開発番号：GBS-011、対象疾患領域：腎疾患）への取組み

当該医薬品は、腎性貧血治療薬であるエポエチンアルファの効果の持続性を高めた製品であり、国内では約600億円の市場を形成しております。現在、当社は日本市場に向けて㈱三和化学研究所と共同開発を進めており、平成28年9月には第Ⅲ相臨床試験入りを果たしました。今後も引き続き上市に向けて鋭意取り組んでまいります。

ホ がん治療領域のバイオ後続品への取組み

がんの治療法は日進月歩であり、バイオ医薬品への期待は高く、現在、世界の医薬品市場の上位一角を占めるのはがん治療に係るバイオ医薬品です。当社は、平成28年12月に持田製薬㈱とのがん治療領域におけるバイオ後続品の共同事業化契約を締結し、開発を開始しました。今後は相互協力の下、当該治療領域におけるバイオ後続品の上市に向けて鋭意取り組んでまいります。

ヘ 眼科治療領域のバイオ後続品への取組み

世界的な高齢化社会の進展や生活習慣の変化に伴い、黄斑変性症等の眼疾患の患者が増加しております。これらの治療薬としてバイオ医薬品が注目されておりますが、当該領域のバイオ医薬品は高額であり、様々な患者様にご使用頂くためにもバイオ後続品の開発の社会的必要性を感じております。当社は、平成28年5月に公表したとおり眼科領域に専門性の高い千寿製薬㈱との当該治療領域におけるバイオ後続品の共同事業化契約を締結いたしました。今後は相互協力の下、当該治療領域におけるバイオ後続品の上市に向けて鋭意取り組んでまいります。

### ③ バイオ医薬品事業全般における優位性の確保

#### イ 開発品目の優先順位

上述のとおり当社はバイオ新薬及びバイオ後続品事業のいずれにおいても複数の開発品目を保有しており、限られた人員と資金を効率的に投下して最大限の成果を上げられるよう日々深慮し、提携先の製薬企業や委託先と協業の下、当社の開発品目の価値最大化に努めております。その一方で、バイオ医薬品の市場動向、各疾患領域の標準治療法、競合他社の開発状況等も日々変化しています。当社は、社内外の様々な要因を適時勘案し、当社の開発品目の優先順位を柔軟に見直しながら、当社の開発品目の市場優位性を確保しつつ、企業価値の最大化を図ってまいります。

#### ロ 製品の競争優位性の確保

医薬品にとって原薬の品質と製造費用は重要ですが、とりわけバイオ医薬品にはその2点が長期的な事業を行う上で最重要な事項となります。当社としては、その点のみならず、製品の使い勝手（ユーザビリティ）が市場優位性を左右するものと考えております。そこで、当社は原薬製造の供給体制及び製造費用に関わる製造委託先との製法開発に注力するとともに、製剤においても医療現場や患者の使い勝手に優れた製品を目指し、デバイス企業との協議にも積極的に取り組んでまいります。

### ④ 新規バイオ事業の推進

当社は、将来の成長基盤を確立させるため、再生医療分野を中心とした以下の新規バイオ事業に積極的に取り組んでまいります。

イ ノーリツ鋼機グループである(株)日本再生医療との心臓内幹細胞を用いた再生医療等製品の事業化

ロ 順天堂大学との免疫寛容誘導を活用した新たな免疫抑制治療法の研究開発  
次期もこれらの案件を着実に進めるとともに、様々な企業、学術機関等と新規事業立ち上げのための情報交換、協業検討を行い、本事業の拡充と推進を図ってまいります。

#### ⑤ 提携による事業推進

当社は、成長著しいバイオ医薬品の開発に注力し、がん領域や自己免疫疾患など治療薬がない疾患を対象とするバイオ新薬の開発に取り組んでおります。ただし、当社の経営資源には限りがあることから、経営資源を効率的に活かすために提携によって補完し得る企業と事業推進を図る必要があります。

一方、バイオ後続品の開発においては、アジアや欧米の製造委託先についても、密接な人的交流をもとにネットワークの形成とその充実を図っております。また、グローバル製薬企業がバイオ後続品にも取り組み始めておりますので、品質・製造費用・製剤などで差別化できる提案を行い、グローバル製薬企業との提携を目指す必要があります。

以上のように、当社はバイオ新薬及びバイオ後続品の両面において積極的に製造などに関わるネットワークを構築し、国内外の製薬企業との提携により人的・資金的資源を効率的に組み合わせながら事業の推進を図ってまいります。

#### ⑥ ノーリツ鋼機グループとの事業推進

当社は、平成28年3月28日に公表しておりますNKリレーションズ(株) (現 NKリレーションズ合同会社) との資本業務提携の下、国内外の大学・公的機関、バイオベンチャー、企業等で眠っている新たなバイオ事業のシーズを探索し、当該バイオテクノロジーを活用した再生医療、遺伝子診断、遺伝子治療等の新規バイオ事業の立ち上げを推進し、長期的な成長基盤を創造してまいります。平成28年10月には、ノーリツ鋼機グループである(株)日本再生医療と資本業務提携契約を締結し、共同開発を開始しました。これに留まることなく、次期も引き続き、当社と同グループの協業体制に基づき、積極的に新規事業の立ち上げを行ってまいります。

#### ⑦ ネットワークの強化

当社はビジネスモデルとしてファブレス型の経営を掲げております。また、自社だけでは解決できない課題に対し、社外の経営資源も含めた最適な組合せを構築し、迅速かつ積極的に解決を図ってまいります。また、今後推進していく新規バイオ事業に関する事業のシーズの探索にもネットワークが必要となります。これらのネットワークの構築には、社外との情報交換を積極的に行い、情報集約力を高め、ネットワークのシナジーを最大限に発揮させられる人財の育成が重要であると考えております。

### ⑧ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社が円滑に社外ネットワークを構築していくためには、当社の社会的信用を維持・向上させていくことが重要であると認識しております。当社の取引先の多くは上場企業など社会的信用のある会社や公的研究機関であり、対等な取引関係を維持していくためには、当社にも相応の社会的信用が必要になります。

このような観点から、当社は小規模組織ではありますが、十分な信頼が得られるよう内部管理体制の強化を図ってまいります。また、コーポレート・ガバナンスを構築し、全てのステークホルダーのニーズに対して組織的かつ的確に対応できるよう、経営の透明性を高めてまいります。また、内部統制の強化についても、経営の効率化に留まらず、コンプライアンス体制を強化し、経営の健全化に努めてまいります。

### (6) 主要な事業内容

| 区 分     | 主 な 内 容                   |
|---------|---------------------------|
| 医薬品開発事業 | ・ バイオ新薬の開発<br>・ バイオ後続品の開発 |

### (7) 主要な事業所

| 名 称       | 所 在 地                                       |
|-----------|---------------------------------------------|
| 本 社       | 札幌市中央区北二条西九丁目1番地                            |
| 東 京 事 務 所 | 東京都中央区                                      |
| 研 究 所     | 札幌市北区（北海道大学創成研究機構生物機能分子研究開発プラットフォーム推進センター内） |

### (8) 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 20名     | 1名増       | 50.2歳   | 4.7年        |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 23,000,000株

(注) 当社は、平成28年10月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っており、これに伴い発行可能株式総数が増加しております。

(2) 発行済株式の総数 9,567,923株

(注) 当社は、平成28年10月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。

(3) 株主数 2,453名

### (4) 大株主

| 株 主 名                                                                   | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社                                                   | 5,235,916株 | 54.72%  |
| J S R 株 式 会 社                                                           | 343,407    | 3.59    |
| 伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社                                                       | 283,600    | 2.96    |
| 千寿製薬株式会社                                                                | 277,600    | 2.90    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                                                       | 161,700    | 1.69    |
| M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S<br>(常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社) | 130,506    | 1.36    |
| 柿 沼 佑 一                                                                 | 100,000    | 1.05    |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社                                                     | 92,700     | 0.97    |
| 株 式 会 社 北 海 道 銀 行                                                       | 71,600     | 0.75    |
| 石 垣 悠 貴                                                                 | 57,500     | 0.60    |

(注) ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社は、合同会社Launchpad12が平成28年9月28日付で商号変更した会社であります。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

① 平成27年8月11日開催の取締役会決議に基づき発行した第4回新株予約権

|                        |                                           |
|------------------------|-------------------------------------------|
| 新株予約権の数                | 30個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    | 普通株式 6,000株<br>(新株予約権1個につき 200株)          |
| 新株予約権の払込金額             | 無償                                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり 314,800円<br>(1株当たり 1,574円)     |
| 権利行使期間                 | 平成29年8月28日から<br>平成37年7月31日まで              |
| 新株予約権の行使条件             | (注) 1                                     |
| 役員<br>の保有状況            | 取締役                                       |
|                        | 新株予約権の数 30個<br>目的となる株式数 6,000株<br>保有者数 3名 |

(注) 1. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。
  - (2) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
2. 平成28年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は当該分割に基づき調整されております。
3. 当事業年度の末日において、当社は社外取締役を置いておりません。

② 平成28年7月12日開催の取締役会決議に基づき発行した第5回新株予約権

|                        |                              |                                           |
|------------------------|------------------------------|-------------------------------------------|
| 新株予約権の数                | 30個                          |                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    | 普通株式                         | 6,000株<br>(新株予約権1個につき<br>200株)            |
| 新株予約権の払込金額             | 無償                           |                                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり                   | 366,400円<br>(1株当たり<br>1,832円)             |
| 権利行使期間                 | 平成30年7月28日から<br>平成38年6月30日まで |                                           |
| 新株予約権の行使条件             | (注) 1                        |                                           |
| 役員の保有状況                | 取締役                          | 新株予約権の数 30個<br>目的となる株式数 6,000株<br>保有者数 3名 |

(注) 1. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。
  - (2) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
2. 平成28年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は当該分割に基づき調整されております。
  3. 当事業年度の末日において、当社は社外取締役を置いておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

① 平成28年7月12日開催の取締役会決議に基づき発行した第5回新株予約権

|                     |       |                                   |
|---------------------|-------|-----------------------------------|
| 新株予約権の数             |       | 62個                               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 |       | 普通株式 12,400株<br>(新株予約権1個につき 200株) |
| 使用人等への<br>交付状況      | 当社使用人 | 新株予約権の数 62個                       |
|                     |       | 目的となる株式数 12,400株                  |
|                     |       | 交付者数 19名                          |

(注) 1. 第5回新株予約権の払込金額、行使に際して出資される財産の価額、権利行使期間及び行使条件は、(1)②に記載のとおりであります。

2. 平成28年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は当該分割に基づき調整されております。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

① 平成26年3月13日開催の取締役会決議に基づき発行した第3回新株予約権

|                        |          |                                       |
|------------------------|----------|---------------------------------------|
| 新株予約権の数                |          | 118個                                  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    |          | 普通株式 23,600株<br>(新株予約権1個につき 200株)     |
| 新株予約権の払込金額             |          | 新株予約権1個当たり 53,400円                    |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |          | 新株予約権1個当たり 250,000円<br>(1株当たり 1,250円) |
| 権利行使期間                 |          | 平成26年4月1日から<br>平成31年3月29日まで           |
| 新株予約権の行使条件             |          | (注) 1                                 |
| 保有状況                   | 割当対象者    | 当社取締役、監査役及び使用人                        |
|                        | 新株予約権の数  | 118個                                  |
|                        | 目的となる株式数 | 23,600株                               |
|                        | 保有者数     | 12名                                   |

(注) 1. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも4,000円(必要に応じて適宜調整されるものとする。下記(2)、(3)について同じ。)を上回った場合に、本新株予約権の行使が可能になるものとする。
  - (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも5,000円を上回った場合、当該時点以降、新株予約権者は残存する全ての新株予約権を行使価額で1年以内に行使しなければならないものとする。
  - (3) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、いずれかの連続する5取引日において金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも600円を下回った場合、上記(1)、(2)の条件を満たしている場合でも、行使を行うことはできないものとする。
  - (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
  - (5) 新株予約権者が割当日以降1年以内に当社を退職した場合、本新株予約権の行使を行うことはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (6) 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合、当該処分以降は、本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (7) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (8) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 平成28年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は当該分割に基づき調整されております。

- ② 平成25年2月28日開催の取締役会決議及び平成25年4月26日開催の臨時株主総会決議に基づき発行した第2回新株予約権並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は当事業年度の末日において、すべての行使が完了しております。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                  |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 河 南 雅 成 |                                                                          |
| 取 締 役     | 天 野 芳 和 | CTO                                                                      |
| 取 締 役     | 谷 匡 治   | CFO<br>ORTHOREBIRTH株式会社 社外取締役                                            |
| 取締役（非常勤）  | 松 島 陽 介 | ノーリツ鋼機株式会社 取締役副社長COO<br>NKリレーションズ合同会社 職務執行者                              |
| 取締役（非常勤）  | 中 村 大 介 | NKリレーションズ合同会社 ディレクター                                                     |
| 取締役（非常勤）  | 山 元 雄 太 | ノーリツ鋼機株式会社 取締役CFO                                                        |
| 常 勤 監 査 役 | 林 昭 彦   |                                                                          |
| 監査役（非常勤）  | 森 正 人   | 森会計事務所 所長<br>ソーバル株式会社 社外監査役                                              |
| 監査役（非常勤）  | 甚 野 章 吾 | 甚野公認会計士事務所 所長<br>北斗税理士法人代表社員 所長<br>札幌監査法人 代表社員<br>株式会社北の達人コーポレーション 社外監査役 |

- (注) 1. 代表取締役社長河南雅成氏は、平成29年4月1日付で取締役会長に就任しております。
2. 取締役谷匡治氏は、平成29年4月1日付で代表取締役社長に就任しております。
3. 監査役森正人及び監査役甚野章吾の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役森正人及び監査役甚野章吾の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 平成28年6月6日をもって、取締役飯野智及び取締役藤澤朋行の両氏が辞任いたしました。
  - (2) 平成28年6月29日開催の第16回定時株主総会において、取締役及び監査役が改選され、それぞれ就任いたしました。なお、新任取締役は松島陽介、中村大介、山元雄太の各氏であります。
  - (3) 平成29年3月31日をもって、取締役天野芳和及び取締役中村大介の両氏が辞任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 | 分 | 人 | 数  | 報 酬 等 の 総 額 |
|---|---|---|----|-------------|
| 取 | 締 | 役 | 3名 | 58,175千円    |
| 監 | 査 | 役 | 3名 | 12,000千円    |
| 合 | 計 |   | 6名 | 70,175千円    |

- (注) 1. 上記のうち、社外監査役に対する報酬等の総額は2名4,800千円であります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月24日開催の第9回定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。また、これとは別枠で、平成27年6月25日開催の第15回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等として年額20,000千円の範囲内でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき決議されております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月24日開催の第9回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議されております。
4. 上記の報酬等の総額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。
- ・取締役3名 4,775千円
5. 取締役松島陽介、取締役中村大介、取締役山元雄太の各氏は、無報酬の取締役であります。
6. 平成28年6月6日をもって辞任した取締役飯野智及び取締役藤澤朋行の両氏は、無報酬の取締役であったため、上記の人数に含まれておりません。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役森正人氏は、森会計事務所所長、ソーバル株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役甚野章吾氏は、甚野公認会計士事務所所長、北斗税理士法人代表社員所長、札幌監査法人代表社員及び株式会社北の達人コーポレーションの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分       | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                     |
|-----------|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 社 外 監 査 役 | 森 正 人   | 当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会17回のすべてに出席し、主に財務、会計及び内部統制面での発言を行っております。 |
|           | 甚 野 章 吾 | 当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会17回のすべてに出席し、主に財務、会計及び内部統制面での発言を行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### ④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、ガバナンス体制の強化の観点から独立した立場で経営への助言や監督を行う社外取締役の有効性は十分認識しておりますが、現時点では、当社事業に精通した取締役の相互監視による実効性のある監督が行われております。

加えて、当社が関わる医療・医薬品業界は専門性が高く、かつ将来的に政府が打ち出す様々な医療政策が常に業界全体へ大きな影響を与えていくことが想定され、このような状況下で適切な意見をいただくためには、業界に関する知見を有した人物であるべきと考えており、適任者でない方を選任することは機動的かつ柔軟な意思決定の欠如並びに不要なコスト増加に繋がるため、拙速に社外取締役を選任することは相当でないと判断しております。今後も当社にとって最適なガバナンス体制を構築するべく、社外取締役として最適な人物の確保に努めてまいります。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 13,500千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,500千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等について検討したうえで、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、上記による場合のほか、監査役会が所定の手続により会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
毎月開催される取締役会には、原則として全ての役員が出席するものとし、各取締役は職務の執行状況について報告し、監査役は取締役の職務の執行状況を監督する。また、監査役による日常の業務監査によって、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しているか監視する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報及び文書については、文書管理規程及び機密管理規程に従い適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制とする。また、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行うものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理規程を制定し、リスク管理責任者並びにリスクへの対応手続を明確化することで、部署横断的なリスク管理体制を構築する。定期的にリスク管理に関する情報共有の場を設け、リスクを低減するための施策を講じるほか、実際にリスクが顕在化した場合には、リスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等についてリスク管理責任者が検討を行い、直ちにトップマネジメントその他の関係者に報告される体制とする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
経営計画のマネジメントについては、経営理念及び経営基本方針に基づき毎年策定される年度事業予算に従い、各業務執行ラインにおいて目標達成のための活動を行うものとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、業績報告を通じて定期的に検証を行う。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程において定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全役員に配付される体制をとるものとする。

日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づいて権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに従い業務を遂行するものとする。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
全使用人に法令及び定款の遵守を徹底させるため、コンプライアンス企業倫理規程を制定し、行動基準の周知を図るとともに、コンプライアンス規程を制定し、万が一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、速やかに監査役、顧問弁護士及びトップマネジメントに報告される体制を構築する。また、これらの実効性を高めるため、定期的に研修会を開催し、コンプライアンスに対する関心と知識の向上を図るものとする。同時に、内部通報制度を導入し、法令及び定款に違反する行為を早期に発見できる体制を構築する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
内部監査を担当する内部監査室を監査役の職務を補助すべき部署とし、監査役の求めに応じて内部監査スタッフがその任に当たる。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等については、事前に監査役会の同意を得るものとする。また、当該使用人の人事評価に際しては、監査役の意見を聴取するものとする。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項  
内部監査規程に基づき、内部監査室は、監査役から監査役の職務に関する補助の求めがあった場合、他の職務等に優先してその指示に従うものとする。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制  
取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。なお、当該報告及び情報提供の主なものは、次のとおりとする。
- イ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
  - ロ 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
  - ハ 内部監査部門の活動状況
  - ニ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
  - ホ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
  - ヘ 内部通報制度の運用及び通報の内容
  - ト 稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
内部通報規程に基づき、通報者に対する報復行為を禁止するとともに、通報先に定められている常勤監査役には当該報復行為に対して中止命令を発する権限を与えるものとする。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役職務の執行により生ずる費用については、通常の監査費用は監査役会の決議を経て年度事業予算に織り込み、予算執行として支出するものとし、緊急の監査費用が発生する場合は、監査役会の決議を経て管理部長に予算管理規程に基づく予算修正を求めるものとする。
- ⑫ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役、内部監査人及び監査法人の三者による意見交換会を定期的に開催するものとする。また、監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を聴取する機会を与えられるものとする。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制  
社会の秩序や安全に影響を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力からの不当要求や働きかけに対しては、顧問弁護士や所轄警察署等の外部専門機関と綿密に連携し、毅然とした態度で、組織的に対応することとする。

この基本方針を徹底するため、反社会的勢力に対応する主管部署を管理部とし、管理部が外部専門機関から随時情報を収集し、当該情報を一元管理するとともに、反社会的勢力対策規程及び関連マニュアル等を制定し、不当要求や働きかけに備えるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、以下の取組みを行っております。

- ① 取締役会は、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、止むを得ない場合を除き全ての役員が出席した上で、経営一般に関する事項や業務執行に関する事項等、取締役会規程において定められている事項について決議又は報告を行っております。
- ② リスク管理規程により、原則として3ヶ月ごとにリスク管理会議を開催し、取締役会に報告しております。
- ③ 業務分掌規程及び職務権限規程により、組織単位の業務分掌と各職位の権限を明確化して業務の組織的かつ効率的な運営を図り、コンプライアンス企業倫理規程及びコンプライアンス規程により、取締役・従業員が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。また、各規程は、法令改正、組織変更等に応じて、適時に制定・改定を行っております。
- ④ 監査役会は、幅広い協議を重ね、経営に対しても積極的に助言や提言を行っております。また、各監査役は、必要な報告及び情報提供を適時に受けた上で、代表取締役社長、会計監査人、各部門の責任者との会合を通じて意見交換を行っております。
- ⑤ 新規取引先との資金授受を伴う契約締結に際しては、暴力団排除条項を明記するか、別途覚書等にて暴力団排除に係る書面を取り交わすこととしているほか、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り、関係を遮断する体制を構築しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,421,899	流 動 負 債	189,358
現金及び預金	2,379,896	未 払 金	154,404
売 掛 金	587,375	未 払 費 用	5,702
前 渡 金	414,949	未 払 法 人 税 等	27,115
前 払 費 用	3,551	預 り 金	2,135
そ の 他	36,126	固 定 負 債	16,619
固 定 資 産	284,324	繰 延 税 金 負 債	1,739
有 形 固 定 資 産	1,802	退 職 給 付 引 当 金	14,880
建 物	1,653	負 債 合 計	205,978
工 具、器 具 及 び 備 品	148	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	171	株 主 資 本	3,472,985
商 標 権	171	資 本 金	4,194,243
投 資 そ の 他 の 資 産	282,351	資 本 剰 余 金	4,097,510
投 資 有 価 証 券	275,864	資 本 準 備 金	4,097,510
差 入 保 証 金	6,487	利 益 剰 余 金	△4,818,768
資 産 合 計	3,706,224	そ の 他 利 益 剰 余 金	△4,818,768
		繰 越 利 益 剰 余 金	△4,818,768
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,872
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,872
		新 株 予 約 権	23,389
		純 資 産 合 計	3,500,246
		負 債 純 資 産 合 計	3,706,224

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,089,360
売 上 原 価		397,265
売 上 総 利 益		692,095
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,876,504
営 業 損 失		1,184,408
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	157	
補 助 金 収 入	20,000	
資 材 売 却 収 入	14,388	
為 替 差 益	26	
雑 収 入	1,064	35,637
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,434	
株 式 交 付 費	22,096	
雑 損 失	2,460	27,991
経 常 損 失		1,176,763
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	45,371	45,371
税 引 前 当 期 純 損 失		1,222,134
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,420
当 期 純 損 失		1,224,554

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 備	本 金 剰 余	資 剰 余 本 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 剰 余 金	利 剰 余 剰 余 金 計	
当 期 首 残 高	2,037,041	1,940,308	1,940,308	△3,594,214	△3,594,214	383,135	
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	2,157,202	2,157,202	2,157,202			4,314,404	
当 期 純 損 失				△1,224,554	△1,224,554	△1,224,554	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	2,157,202	2,157,202	2,157,202	△1,224,554	△1,224,554	3,089,849	
当 期 末 残 高	4,194,243	4,097,510	4,097,510	△4,818,768	△4,818,768	3,472,985	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△981	△981	21,136	403,290
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				4,314,404
当 期 純 損 失				△1,224,554
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,853	4,853	2,252	7,106
当 期 変 動 額 合 計	4,853	4,853	2,252	3,096,955
当 期 末 残 高	3,872	3,872	23,389	3,500,246

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～20年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

5. 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務に基づき計上しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

前事業年度において独立掲記していた「営業外費用」の「債権売却損」及び「支払手数料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「雑損失」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の「債権売却損」の金額は1,479千円、「支払手数料」の金額は800千円であります。

(追加情報)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 5,732千円

(損益計算書に関する注記)

研究開発費の総額 1,433,170千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び数

普通株式 9,567,923株

2. 当事業年度末における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 23,600株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

研究開発計画に照らして必要な資金を、増資等により調達しております。また、一時的な余資は、短期的な預金等に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、販売管理規程に従って主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する取引先企業の株式であり、株式の発行体（取引先企業）のリスクに晒されており、このうち外貨建ての投資有価証券は為替の変動リスクにも晒されております。当該リスクに関しては、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況を把握することにより、リスク管理を行っております。

営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち90.6%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,379,896	2,379,896	—
(2) 売掛金	587,375	587,375	—
資産計	2,967,271	2,967,271	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	275,864

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)
現金及び預金	2,379,896
売掛金	587,375
合計	2,967,271

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	4,464千円
研究開発費	53,223千円
投資有価証券評価損	13,611千円
繰越欠損金	1,363,422千円
その他	7,889千円
繰延税金資産小計	1,442,610千円
評価性引当額	△1,442,610千円
繰延税金資産合計	－千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,739千円
繰延税金負債合計	△1,739千円
繰延税金負債の純額	△1,739千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	㈱日本再生医療	(所有) 直接 5.3	資本業務提携	増資の引受	149,600	—	—

(注) 当社が㈱日本再生医療の行った第三者割当増資を引き受けたものであります。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	河南 雅成	(被所有) 直接 0.6	—	ストックオプションの権利行使	23,000	—	—

(注) 平成18年11月15日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 363.39円
2. 1株当たり当期純損失 137.01円

(注) 当社は、平成28年10月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について、平成29年6月28日開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、平成29年3月31日現在で4,818,768,509円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。この欠損金を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、会社法第452条の規定に基づき、剰余金の処分を行うものであります。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金 4,194,243,331円のうち、4,094,243,331円 (減少後の額 100,000,000円)

資本準備金 4,097,510,189円のうち、724,525,178円 (減少後の額 3,372,985,011円)

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金及び資本準備金の額のみを減少させてその他資本剰余金に振り替えます。

3. 剰余金の処分の内容

資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生により生じるその他資本剰余金4,818,768,509円的全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当します。

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成29年5月17日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成29年6月28日 (予定) |
| (3) 債権者異議申述公告日 | 平成29年6月30日 (予定) |
| (4) 債権者異議申述最終期日 | 平成29年7月31日 (予定) |
| (5) 効力発生日 | 平成29年8月1日 (予定) |

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び本個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月22日

株式会社ジーンテクノサイエンス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺 田 昭 仁 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 辺 拓 央 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーンテクノサイエンスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査等委員である取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月29日

株式会社 ジーンテクノサイエンス 監査役会

常勤監査役 林 昭彦 ⑩

社外監査役 森 正人 ⑩

社外監査役 甚 野 章 吾 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行う目的

当社は、平成29年3月31日現在4,818,768,509円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。今般、この欠損金を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損額の填補に充当するものであります。なお、本件は、払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく資本金及び資本準備金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではありません。また、資本金及び資本準備金の額の減少によって当社の純資産額及び発行済株式総数にも変更はございませんので、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではありません。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資 本 金 4,194,243,331円のうち、4,094,243,331円

資本準備金 4,097,510,189円のうち、 724,525,178円

(2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 4,818,768,509円

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、増加したその他資本剰余金4,818,768,509円を全額減少させ、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 4,818,768,509円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 4,818,768,509円

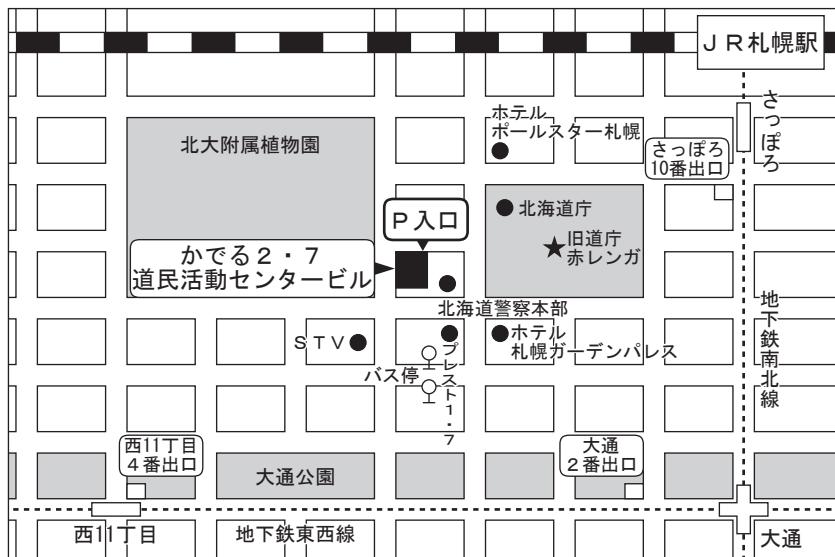
4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分が効力を生ずる日

平成29年8月1日

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 札幌市中央区北二条西七丁目
道民活動センタービル（かでの2・7）7階 710会議室



交通 J R

- 札幌駅…南口徒歩12分

地下鉄

- さっぽろ駅…10番出口徒歩7分

- 大通駅…2番出口徒歩9分

- 西11丁目駅…4番出口徒歩10分

車でお越しの株主様は、地下駐車場をご利用ください。